

住民税・所得税の控除を受けることができます。

唐津市社会福祉協議会へ寄付いただくと、

唐津市社会福祉協議会では、市民のみなさまから毎年多くの寄付金（香典返し寄付金、善意銀行など）による御厚志をいただいています。

○寄付金と住民税・所得税

唐津市社会福祉協議会は、佐賀県から税額控除対象となる社会福祉法人の証明を受けており、唐津市社会福祉協議会に寄付をされた人は、その寄付金に応じて、住民税及び所得税の控除を受けることができます。

寄付者は、所得控除として寄付金控除の適用を受けるか、税額控除の適用を受けるか、有利な方を選択できます。

—対象となる人—

住民税

- ・住民税を納めている人
- ・本会に対して2千円を超える寄付をされた人

所得税

- ・所得税を納めている人
- ・本会に対して2千円を超える寄付をされた人

○どのくらい控除を受けられるか

寄付金についての、住民税及び所得税の控除については、それぞれ控除方法が異なります。ここでは、簡単な控除の例を紹介します。

住民税

$$\text{控除額} = (\text{年間の寄付額} - 2000\text{円}) \times 10\%$$

《例》年間寄付額が3万円の場合
(30,000円-2,000円) × 10% = 2,800円(控除額)

所得税

$$\text{控除額} = (\text{年間の寄付額} - 2000\text{円}) \times 40\%$$

《例》年間寄付額が3万円の場合
(30,000円-2,000円) × 40% = 11,200円(控除額)

※控除を受けるためには、市役所または税務署での手続きが必要です。

【問い合わせ先】総務課 ☎70-2333